

令和7年12月より、 軽減申請に必要な「登記事項証明書」の添付が省略できます。

同封チラシ「不動産取得税のあらまし及び軽減措置について」4ページに記載の手続きについては、
申告書に以下の事項を記載することにより、登記事項証明書の添付が省略できます。

◆ 「家屋」の登記事項証明書の場合（次のいずれかを記載）

- ①家屋の所在地及び当該建物の家屋番号（不動産登記法第2条第21号に規定する家屋番号）
- ②不動産番号（不動産登記規則第1条第8号に規定する不動産番号(13桁)）

◆ 「土地」の登記事項証明書の場合（次のいずれかを記載）

- ①土地の所在地番
- ②不動産番号（不動産登記規則第1条第8号に規定する不動産番号(13桁)）

（注）所在地番は一般的な住居表示とは異なりますので、ご注意ください。